

世田谷区介護保険条例の一部改正について

(付議の要旨)

第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から29年度までの間における第1号被保険者保険料率等を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

1 主旨

介護保険制度が創設された平成12年と平成26年を比較すると、区の高齢者人口は約12万人から約17万人へ、高齢化率は15.5%から19.8%へと増加し、介護給付費の拡大や介護職員の報酬改定等により、第6期における保険料は大幅な上昇が見込まれる。

こうした状況のもと、保険料の上昇を極力抑制しながら介護保険を安定的に運営するため、被保険者の負担能力に応じた保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金を活用するなど財源確保に努め、第6期の保険料設定を行うとともに、保険料の低所得者対策、総合事業の実施時期を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

2 改正内容

1) 第6期の介護保険料設定

地域支援事業費の見込み

国の示す新しい総合事業等の計算式に沿って、第6期の地域支援事業費を算出した。
[介護予防・日常生活支援総合事業] 28年度：27年度の実績×110% (= a)

29年度：上記(a)×75歳以上高齢者の伸び率

[包括的支援事業・任意事業] 前年度の上限額×65歳以上高齢者数の伸び率
特例第3段階(第5期第3段階)の料率の継続【基準月額への影響額 + 25円】

第5期に、国が低所得者への配慮として第3段階を細分化して設けた特例第3段階の料率を、区は特例廃止後も継続し、標準の料率0.75を0.65とした。

保険料段階の多段階化と保険料率の見直し【基準月額への影響額 - 250円】

所得水準に応じた保険料設定を行う観点から、保険者判断による課税所得層の弾力化が可能とされていることに伴い、区では合計所得が290万円以上の方の保険料段階を細分化し、保険料率を見直すことで基準額の上昇を抑制した。

介護給付費準備基金の活用【基準月額への影響額 - 71円】

第5期の保険料設定にあたっては、平成23年度の介護給付費準備基金の残高が約3億円(標準給付費の0.7%)であったため、基金の取崩しを行わなかったが、平成26年度の基金残高は約12億円(標準給付費の2.4%)が見込まれることから、約5億円を取崩して第6期の保険料収入に充てた。

給付費見込みの調整事項

介護報酬改定や人件費の地域格差を是正するための介護報酬地域区分の改定に伴う影響、一定以上所得(合計所得金額160万円(単身で年金収入のみの場合年収280万円))の方の利用者負担割合の見直しや、特定入所者介護サービス費の支給要件の厳格化、長期入院精神障害者の地域生活への移行に伴う影響については、国の示す諸係数等を用いて給付費の見込みを算出した。

第6期における第1号被保険者の保険料段階と保険料案

第6期				第5期		人口 構成比			
段階	所得段階区分()は5期基準		国 標準	料率 (軽減)	保険料		料率	保険料	
1	非課税世帯	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.50 (0.45)	0.50 (0.45)	35,100 (31,590)	0.50 (0.45)	30,600	2.5%	
2		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方		<0.3>	0.50 (0.45)	35,100 (31,590)	0.50 (0.45)	30,600	15.9%
3		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75 <0.5>	0.65 (0.5)	45,630 (35,100)	0.65 (0.5)	39,800	4.9%	
4		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 <0.7>	0.75 (0.5)	52,650 (35,100)	0.75 (0.5)	45,900	5.1%	
5	課税世帯	本人非課税	本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	0.90	63,180	0.90	55,100	15.0%
6			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 1.00	基準額 1.00	70,200 (月額5,850)	基準額 1.00	61,200 (月額5,100)	7.9%
7		本人課税	合計所得金額が120(125)万円未満の方	1.20	1.15	80,730	1.15	70,400	9.1%
8			合計所得金額が120(125)万円以上190(200)万円未満の方	1.30	1.25	87,750	1.25	76,500	10.6%
9			合計所得金額が190(200)万円以上290(300)万円未満の方	1.50	1.40	98,280	1.40	85,700	10.9%
10			合計所得金額が290(300)万円以上400万円未満の方	1.70	1.60	112,320	1.60	97,900	5.8%
11			合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		1.70	119,340			3.0%
12			合計所得金額が500万円以上700万円未満の方		1.90	133,380	1.85	113,200	3.1%
13			合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		2.30	161,460	2.10	128,500	2.1%
14			合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.60	182,520	2.40	146,900	1.7%
15			合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方		3.00	210,600	2.80	171,400	1.3%
16			合計所得金額が2,500万円以上の方		3.30	231,660	3.20	195,800	1.4%

第6期における()は、国から示されているH27・28年度の保険料軽減案による

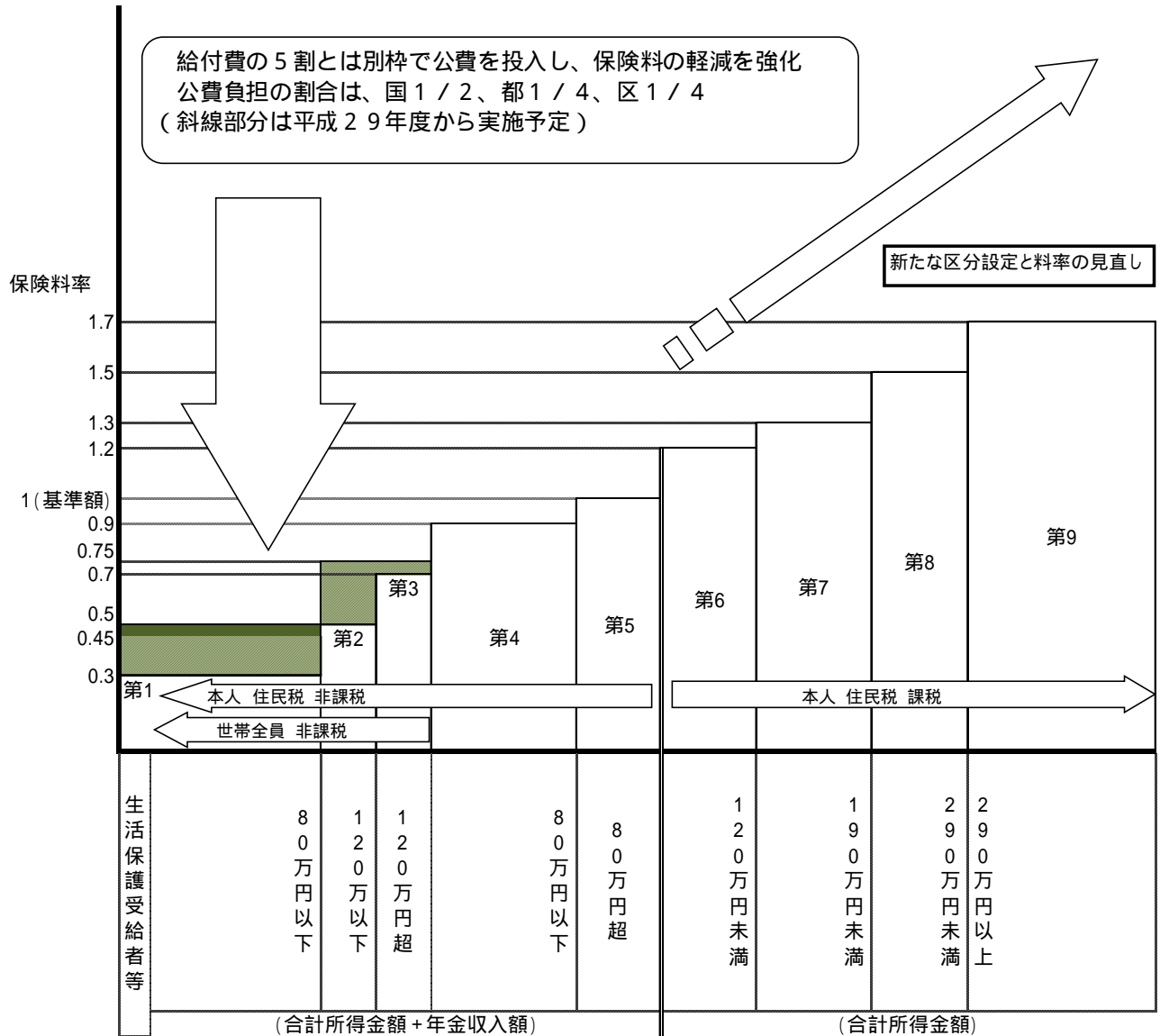
第6期における<>は、国から示されているH29年度の保険料軽減案による

第5期、第6期における()は、区の独自軽減

2) 公費による低所得者の介護保険料の軽減強化

国は、世帯全員が非課税で本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方の保険料率について、給付費の50%の公費負担とは別枠で公費を投入し、0.5から0.45に引き下げる方向である。区は、国の示す割合(国1/2、都1/4、区1/4)に沿って低所得の方の保険料軽減分を一般会計から負担するとともに、区独自減免については第5期の軽減の趣旨を継続する。

国の第6期介護保険料の軽減強化(案)



3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業の開始を平成28年4月からとする。

3 条例改正の提案

介護保険料設定について、国の政省令が既に公布されている一方、低所得者の介護保険料率の軽減幅を示す政省令については、国の予算成立後(平成27年3月末見込み)に交付される予定である。

このため、条例の提案については、保険料率の軽減幅を示す政省令の公布を待って第1回区議会定例会の最終日を行う。

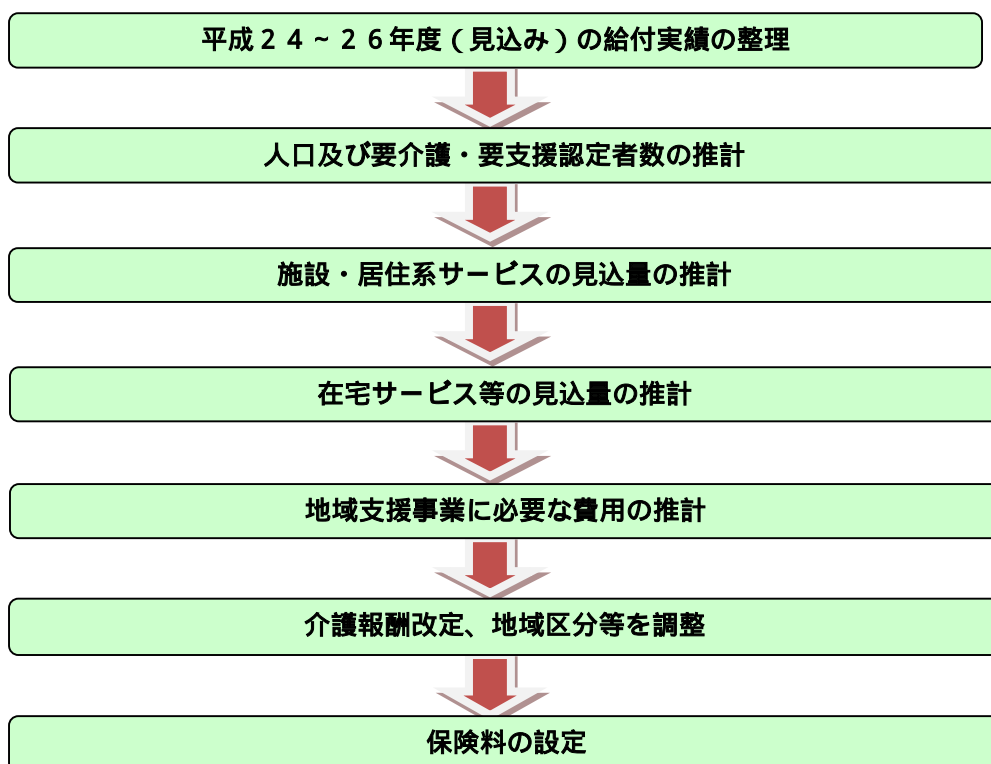
なお、保険料率の軽減幅を示す政省令の公布が平成27年4月以降となる場合には、介護保険料設定にかかる部分のみ第1回区議会定例会に条例改正を提案し、保険料率の軽減にかかる条例改正については、平成27年度当初に別途提案する。

4 今後のスケジュール（予定）

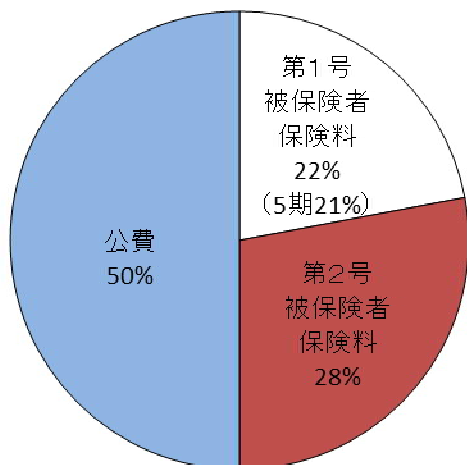
- 2月 4日 福祉保健常任委員会報告（介護保険条例の一部改正について）
- 3月下旬 保険料率の軽減幅を示す政省令の公布
- 4月 1日 改正介護保険条例の施行

< 参 考 >

保険料算定の手順



介護給付費及び地域支援事業費の財源構成



【標準給付費】

- ・総給付費
- ・特定入所者介護サービス費
- ・高額介護サービス費
- ・高額医療合算介護サービス費
- ・審査支払手数料

【地域支援事業費】

- ・総合事業
- ・包括的支援事業（2号保険料を含まず）
- ・任意事業（2号保険料を含まず）

公費負担（国1/2、都1/4、区1/4）